

◆不在者投票◆◆

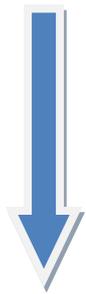
入院中や他市町村に滞在中など、一定の事由により選挙期日（投票日）に投票所で投票できない人が、滞在地の市町村や入院中の病院などにおいて事前に投票することができます。

1. 仕事先、旅行先など滞在地の市区町村選挙管理委員会 で不在者投票をする。

宇土市の選挙人名簿に登録されている人が仕事や旅行等の理由で、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の市区町村選挙管理委員会
で不在者投票ができます。

★★投票用紙請求から投票までの流れ★★

① 投票用紙・投票用封筒等を請求する。



- ・市選挙管理委員会に、投票用紙等を請求してください。
- ・不在者投票宣誓書に必要事項を記入のうえ、市選挙管理委員会に郵送または持参してください。

《郵送先》 869-0492

熊本県宇土市浦田町51番地 宇土市選挙管理委員会 宛

② 不在者投票証明書・投票用紙・投票用封筒を受け取る。



- ・不在者投票宣誓書に記入された滞在地へ投票用紙等が交付されます。
- 封筒(この封筒は開かずに・・・と赤字で書かれている封筒)
は開封しないで、滞在地の選挙管理委員会に提出してください。

③ 滞在地で不在者投票をする。



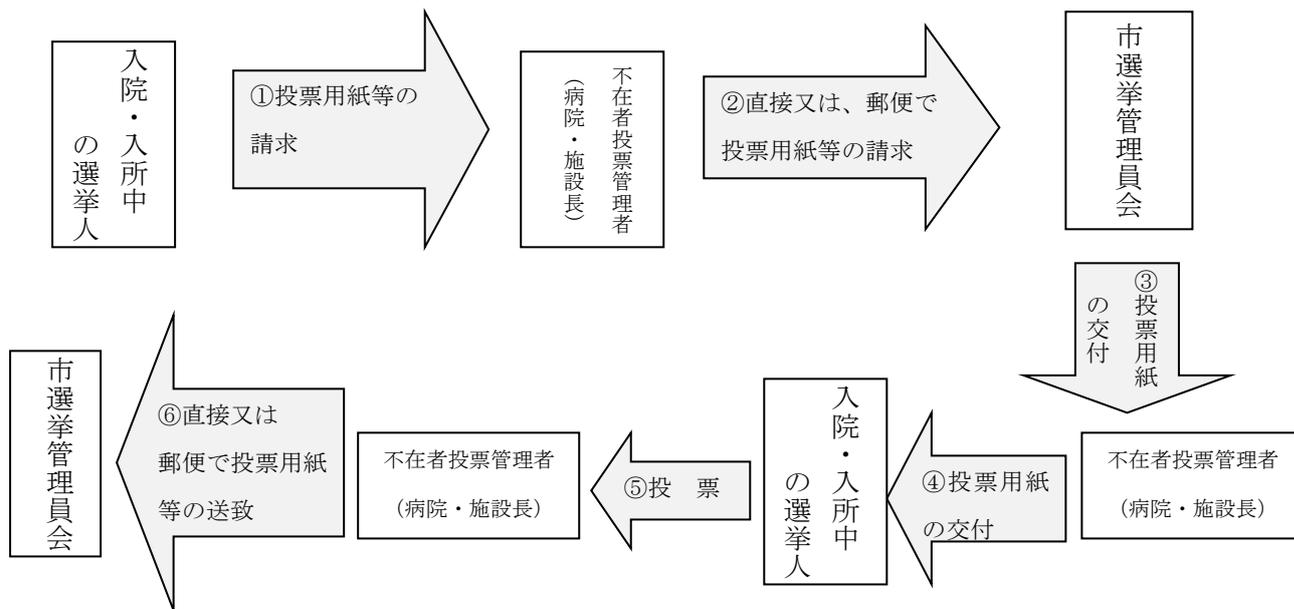
- ・滞在地の選挙管理委員会に、不在者投票のできる場所と時間を確認後、送付されてきた封筒を持参し投票します。

※投票後に、滞在地の選挙管理委員会から市選挙管理委員会へ投票用紙等を郵送されますので、できるだけ早めに投票してください。

2. 入院・入所中の病院や老人ホーム等で投票する。

宇土市の選挙人名簿に登録されている人が、病院や施設等（都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設）に入院・入所している場合、その施設内で不在者投票ができます。

★★投票用紙請求から投票までの流れ★★



- ①入院・入所中の選挙人は、不在者投票管理者へ投票用紙等の請求をします。
- ②不在者投票管理者が、市選挙管理委員会に直接又は、郵便で投票用紙等の請求をします。
- ③市選挙管理委員会は、不在者投票管理者に投票用紙等を交付します。
- ④不在者投票管理者から選挙人へ投票用紙等を交付します。
- ⑤不在者投票記載場所（病院・施設内）で投票します。
- ⑥選挙人から受け取った投票は、不在者投票管理者から直接又は、郵便で市選挙管理委員会に送ります。

※個人で、市選挙管理委員会に投票用紙等を請求する事もできます。

3. 郵便等で投票する。

身体に重度の障がいのある人や要介護者の人で、投票日当日の投票所や期日前投票所に自ら行くことが困難な人は、ご自宅で郵便等による投票ができる場合があります。

郵便等投票による不在者投票ができる人

身体障害者手帳か戦傷病者手帳若しくは介護保険の被保険者証を持っている選挙人で、次のような障がいのある人また要介護者の人です。

身体障害者手帳			
障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳				
障害名	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	/
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

□代理記載人による投票ができる人

郵便等による不在者投票をできる人で、かつ自ら投票の記載をすることができない人として定められた次のような障がいのある人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	
上肢・視覚の障害	1級

戦傷病者手帳	
上肢・視覚の障害	特別項症・第1項症・第2項症

※上肢・視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

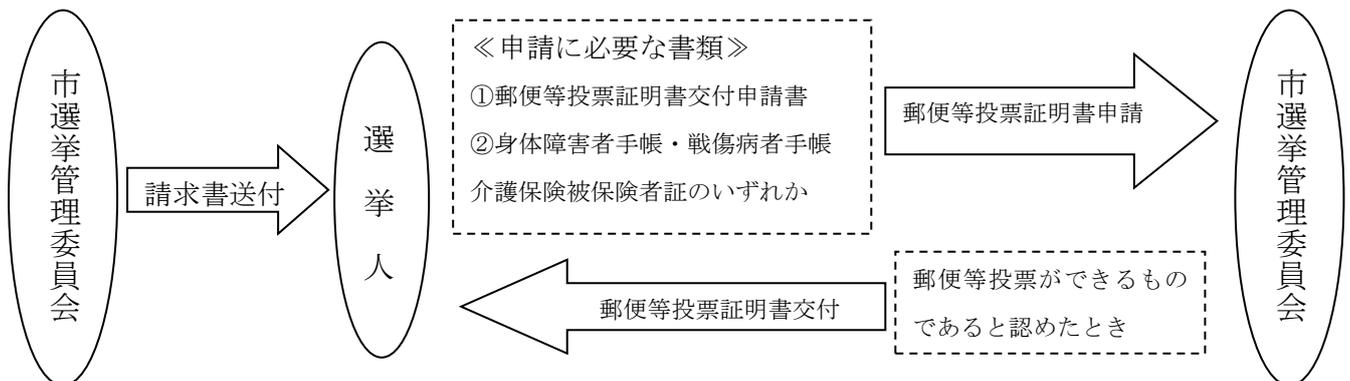
※注意※

これらの制度を利用し投票するためには、証明書の交付を受ける必要があります。選挙に関係なく、いつでも交付申請できます。

また、証明書の有効期限は7年です。(要介護者は、要介護認定の有効期間まで) 期限が切れた場合は再度、交付の申請が必要です。

郵便等投票証明書の申請方法

必要な書類にご記入のうえ、市選挙管理委員会まで送付してください。申請内容を確認したうえ、郵便等投票証明書を交付します。



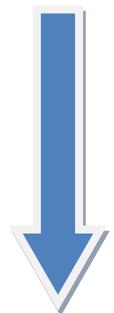
★★投票用紙請求から投票までの流れ★★

① 市選挙管理委員会から、投票用紙等の請求書(以下請求書)が送られてきます。



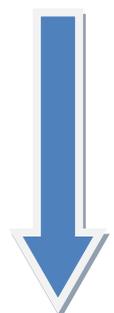
- ・郵便等投票証明書交付人あてに市選挙管理委員会から請求書を郵送します。

② 請求書と郵便等投票証明書を市選挙管理委員会に郵送してください。



- ・請求書に必要事項を記入します。
- ・署名の欄は必ず本人(代理記載の場合は代理記載人)が署名してください。
- ・請求書に「郵便等投票証明書」を添えて、投票日の4日前までに市選挙管理委員会に届くように郵送してください。

③ 市選挙管理委員会から投票用紙・投票用封筒などが送られてきます。
投票用紙等に記入してください。



※※ 注 意 ※※

- ・投票は、公示日(告示日)の翌日以降に行ってください。
- ・代理記載の場合は、代理記載人は選挙人の指示に従って記載してください。
- ・内封筒、外封筒の順に入れて封をし、外封筒に必要事項を記入のうえ、署名してください。

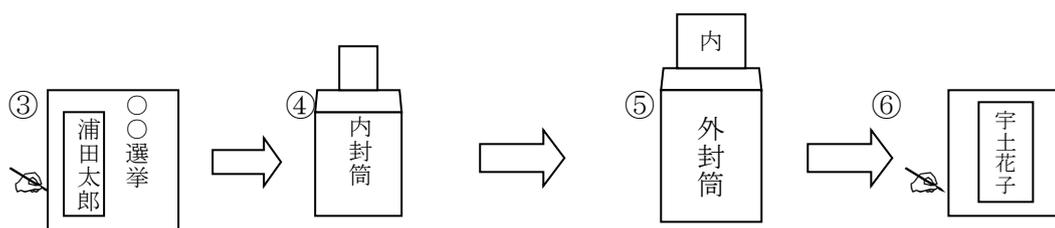
④ 返送用封筒に入れて、市選挙管理委員会へ郵送してください。

4. 選挙期日には18歳になるが、投票しようとする時に17歳の人

宇土市の選挙人名簿に登録されている人で、期日前投票期間中または投票日に18歳になられる人で、期日前投票期間中に投票しようとする時には、不在者投票をすることになります。

★★投票用紙請求から投票までの流れ★★

- ①宣誓書を市選挙管理委員会に提出し、投票用紙を請求する。
- ②投票用紙と不在者投票用封筒（内・外封筒）を受け取る。



投票用紙に
記入する。

投票用紙を不在者投票用
内封筒に入れ封をする。

④を不在者投票用外
封筒に入れ封をする。

⑤の不在者投票用外封筒
の表面に署名をして提出
する。